

2024（令和6）年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業  
人材育成支援／国内研修  
「イラン IRRENA 幹部向け再生可能エネルギー技術研修」  
業務委託先の公募について

2024年10月7日  
一般財団法人 中東協力センター

一般財団法人中東協力センター（以下「JCCME」）は、人材育成支援（国内研修）の一環として、Iran Renewable Energy Association（以下「IRRENA」）の幹部・エンジニアを対象に、本邦において我が国の再生可能エネルギーに関連する政策や具体的な技術・取り組みを紹介する研修を実施するにあたり、下記要領にて本研修に係る業務の委託先を公募します。

記

1. 研修の概要

- (1) 研修名称：イラン IRRENA 幹部向け再生可能エネルギー技術研修
- (2) 研修期間：2024年10月28日（月）から11月1日（金）の五日間
- (3) 研修場所：東京およびその近郊（予定）
- (4) 目的：イランでは、再生可能エネルギー（再エネ）の導入・拡大が国レベルで奨励されており、現在の再エネによる発電容量は1,136MWと、対2023年比約9%増となっている。しかし、これは国全体の発電電力の1%程度に過ぎない（水力発電は除く）。そこでイラン・エネルギー省は、2025年8月までに再エネによる発電容量を10,000MWに増やす計画を立てているが、これを達成するには、再エネの導入を急ピッチで進める必要に迫られている。  
また、同省は自国での太陽光パネル製造にも取り組んでいるが、天然資源が豊富なイランは発電コストが安いことから、再エネ分野の開発の進捗は遅い。他方で、米国による経済制裁の影響により、諸外国からの先進技術の導入のみならず、既存電力インフラ用の保守資機材の調達にも支障をきたし、電力需要ピーク時における電力不足が深刻になっていることが、再エネ設備の導入が求められる背景となっている。  
斯かる状況を踏まえ、イランの再エネ事業に従事する民間企業の協会であるIRRENAの幹部やエンジニアを対象として、先方の強い要望に基づき、主に我が国の水素活用による発電分野の技術開発や将来展開、また風力発電技術も含めた系統運用に関わる研修内容を実施し、イランの再エネ導入の促進を支援すると共に、今後、経済制裁の解除・緩和に伴うイランとのビジネス再開を見据え、より日本企業が有利に事業展開できる環境づくりを行う。
- (5) 人数：12名（予定）

## 2. 委託業務および応募(見積り)の留意点

### (1) 委託する業務

- ① 我が国の電力分野に関連する下記の3つのトピックの講義
  - a. 日本の電気事業と低炭素戦略
  - b. 蓄電設備
  - c. 蓄電池の系統接続
- ② 3つのトピックの各英文講義資料(Power Point)の作成
- ③ 実施報告書の作成・提出：各講義のサマリー、主要な Q&A の内容、本委託業務を通じて知り得たイランの再生可能エネルギー分野における実情や問題点、並びに可能であればその改善案等。(A4 サイズで数枚、写真や図表等を含む)
- ④ 経費精算書類の作成・提出

### (2) 応募(見積り)の留意点

- ① 講義実施予定日：2024年10月28日(月)午後、10月30日(水)午前、11月1日(金)午前  
※双方の都合により変更有り
- ② 講義時間：2時間/トピック(通訳を含む)
- ③ 使用言語：講義は日本語または英語を使用(当センターが逐次通訳手配)

## 3. 応募要件

- ① 日本法人(登記法人)であること。
- ② 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令順守・金銭管理の面で適切な管理能力を備えていること。
- ③ 受託業者は、受託事業者社員、もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知り得た秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう、本件業務に関わる関係者に対し指導・管理責任を有する。
- ④ 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。  
以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。
  - a. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること、法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。

- b. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- c. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- d. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

<本業務のための個別要件>

- ① 2019年度以降に「再生可能エネルギー」若しくは「電力分野」に関する中東向けの調査、技術協力、セミナー（ウェビナーを含む）、ワークショップ等の業務実績を有すること。
- ② 過去にイランの再生可能エネルギーまたは電力分野における業務実績を有すること。

#### 4. 応募書類

※下記(1)～(5)の応募書類はいずれも A4 サイズとし、(5)を除いて様式は自由。

##### (1) 実施計画書（実施計画書には以下①～②の内容を記載ください。）

- ① 講義の概要
- ② 実施体制
  - 業務総括者を含む業務従事者の氏名、部署名・役職名、役割分担（業務内容）を一覧表で明記してください。
  - 講師の略歴等を記載（添付）し、担当する講義に関して十分な知見や経験を有していることをお示しください。
  - 本件問い合わせ先となる担当者の氏名、部署名、メールアドレス、電話番号を記載ください。

##### (2) 事業の概算費用（見積書）

講義用の会場費および備品レンタル費用、通訳費は当センターが手配します。  
費用の計上には、各々の積算根拠を明示した明細を添付ください。

##### (3) 応募者の概要がわかるもの

会社概要、業務実施における事業者の特筆すべき知見・知識・経験等

##### (4) 類似業務の実施実績

- 上記 3. 応募要件<本業務のための個別要件>を満たす実績を提示ください。  
（年度、内容、向け先）

##### (5) 暴力団排除に関する誓約書

- 「別添 1」に必要事項を記入・押印し、提出ください。

## 5. 評価基準

以下の項目を勘案して、総合的に応募者を評価します。

- 提案内容の充実度および有益性
- 実施体制の妥当性と講師の適性
- 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- 類似業務の実施実績
- コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求めることがあります。

## 6. 応募書類の提出方法と提出期限

### (1) 提出方法：

Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip 等)にて、後述のメールアドレス宛に添付・提出ください。

### (2) 提出期限：

2024 年 10 月 21 日 (月) 17 時必着分までとします。

## 7. 選定結果の通知

提出期限後に当センターのウェブサイト上（下記 URL）に掲載します。

<https://www.jccme.or.jp/15/15-00.html>

## 8. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。
- (2) 公募参加資格の無い企業／法人の提出書類等は無効とします。
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 本事業の応募に関し、製作・準備等に係る全ての費用は応募者負担とします。
- (5) 選定結果に関する問い合わせは不可とします。
- (6) 本件手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限ります。

### 【応募書類提出および問い合わせ先】

一般財団法人中東協力センター 佐藤 博士（参事）

Email : h\_sato@jccme.or.jp

Tel : 03-3237-6722

以上

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所  
社名  
氏名

印